

# 保険会社の CSR

主席研究員 船木 明彦

## 目 次

1. はじめに
2. CSRとは
  - (1) 定義
  - (2) 規格
  - (3) CSRの成り立ち
3. 日本の取組み
  - (1) 政府の取組み
  - (2) 民間機関・団体の取組み
  - (3) CSRに関する規制・ガイドライン
  - (4) 保険会社の取組み
4. 海外の取組み
  - (1) 国際機関での取組み
  - (2) 欧州
  - (3) 米国
5. おわりに

## 1. はじめに

企業が活動を行う上で、利益を追求することはもちろんであるが、併せて社会に対する責任を果たす必要がある。企業価値を高めるためにも、社会から求められる社会的責任を果たすことが重要になってきている。

わが国において、近年 CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）が企業価値の一つとして認識されるようになり、CSR の意識が高まるとともに、その活動は多様化してきている。また、以前は収益の一部を環境保護団体や社会福祉団体など外部組織への寄付という利益還元という形態で行われていたものが、企業自らが行う本業を通じ、社会への貢献だけでなく企業自らも発展する形態になってきている。

この中で、製造業を中心とした他の産業と比べ、金融業界のCSRは出遅れ気味であるといわれており<sup>1</sup>、企業自らが行う本業を通じた社会的責任への取り組みは最近になって行われるようになってきたといえる。

本稿では、CSR とは何かという点を説明するとともに、わが国と欧米における CSR 取組状況、保険会社における CSR の実例を紹介し、わが国の CSR の特徴と、今後わが国の保険会社が取組んでいくべき CSR 活動の方向性を考えてみたい。

なお、CSR の範囲は一般的に欧米とわが国では若干異なっており、欧米では法令遵守を含めておらずわが国では含めているが、本稿では法令遵守を含めている。また、保険会社の本業である保険関係についても、参考となればと思ひ、広い範囲で含めている。

## 2. CSRとは

### (1) 定義

CSR という言葉は現在よく使われているが、漠然としており、具体的には何を意味するのか分からないところが多い。実際、CSR の定義はわが国でも、国際的にも統一された定義は見られず、これまで各国の様々な機関等によって定義づけがなされてきている。

わが国においては、2004 年 9 月に経済産業省から公表された「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」の中間報告書でCSRの基本的な考え方として「今日、経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダーとの積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステークホルダーとのコミュニケーション等の企業行動を意味するものである。」としている。併せて、「企業のステークホルダーは、消費者、投資家、従業員、地域住民、NPO、政府など広範に

---

<sup>1</sup> 白井道昭、コーリン・J. サヴェジ、林彩子「欧州型 CSR と金融機関の取り組み」生命保険経営第 76 巻第 4 号 平成 20 年 7 月号（2008.7）21 頁

及ぶが、企業は良質の製品・サービスを提供するといういわば本来の事業と不可分の種々の社会的行動としてのCSR、たとえば最低限の社会規範としての法令遵守はもとより、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、労働基準の遵守、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など、更に地域投資やメセナ活動、慈善活動まで誠実かつ積極的に取り組むことにより企業とステークホルダーの共生、即ちウィン-ウィンの関係を構築することが可能になる。その意味で、CSRは企業にとって環境、社会の持続的発展にも通じる広い意味での投資と認識すべきである。」<sup>2</sup>としている。また、経済同友会では、「社会的責任経営は、さまざまなステークホルダーを視野に入れながら、企業と社会の相乗効果を図るものであり、単に社会貢献やコンプライアンスのレベルにとどまらず、事業の中核に位置付けるべき投資であり、将来の競争優位を獲得しようという能動的な挑戦である。」<sup>2</sup>としている。

海外において、欧州連合（以下「EU」）の欧州委員会では、2002年に公表したホワイトペーパー<sup>3</sup>「CSRに関する欧州委員会からのコミュニケーション：持続可能な発展への企業の貢献」では「責任ある行動が持続可能なビジネスの成功につながるという認識を企業が持ち、社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に、自主的に取り入れていくための概念」<sup>4</sup>と定義している。

また、アメリカのサンフランシスコに本部を置くCSRを推進する民間団体であるBSR（Business for Social Responsibility）<sup>5</sup>では、「社会が企業に対して抱く法的、倫理的、商業的もしくはその他の期待に対して照準を合わせ、すべての鍵となる利害関係者の要求に対してバランスよく意思決定を行うこと」<sup>6</sup>と定義している。

このように定まった定義は無いが、ポイントとしては①社会の持続可能な発展のために、②企業がステークホルダーと意思の疎通を図り、③自主的に行う活動をさすものといえる。

## (2) 規格

ISO（国際標準化機構）は、2001年からCSRの規格作成の検討を始めている。ISOでは、はじめCSRという用語を使用していたが、社会的責任を負うのは企業だけではないという考え方のもと、2003年2月にSR（社会的責任）に呼称を変更している。現在、ISOのSRに関する規格としてISO26000が検討されており、2008年12月に委員会原案が作成された。そして、2010年には最終的に公表される予定である。ISO

<sup>2</sup> 経済同友会「日本企業のCSR：現状と課題—自己評価レポート2003」（2004.1）92頁

<sup>3</sup> ホワイトペーパーは、特定の分野における共同体の活動について、欧州委員会が提言を行う資料。この他、議論を喚起するために作成されるグリーンペーパーがある。ホワイトペーパーは特定分野の発展を目的としており、公的な提言を含んでいる。

<sup>4</sup> 経済産業省『「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」 中間報告』（2004.9）27頁

<sup>5</sup> 大企業、多国籍企業250社以上がメンバーとなっている企業団体

<sup>6</sup> 経済産業省・前掲4、27頁

の原案では、SRを図表1のように定義している。

**図表1 ISO原案でのSRの定義**

次のような透明かつ倫理的な行動を通じて、組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対する組織の責任

- 健康及び社会の繁栄を含む持続可能な開発への貢献
- ステークホルダーの期待への配慮
- 関連法令の順守及び国際行動規範の尊重
- 組織全体で統合され、組織の関係の中で実践される行動

参考1 活動は、製品、サービスおよびプロセスを含む。

参考2 関係とは組織の影響力の範囲内の活動を指す。

(日本規格協会ウェブサイト)

### (3) CSRの成り立ち

欧州では、従来からキリスト教などの宗教的倫理観に基づく市民団体が形成されており、寄付やボランティアといった弱者救済という活動は市民には、自然のものとして受け入れられていた。この市民団体による市民運動が企業の利益優先的な活動を抑止する効果を持っていた。一方、欧州各国政府は自らがCSRに関する法制やガイドラインを制定し、CSRの推進団体の設立に深く関与するなど積極的な取り組みを行ってきた。この根底には、環境・社会問題という本来政府が担うべき重い課題の解決に企業の手を借りようとする欧州政府の思惑があるように見えるが、環境・社会性が消費者への強い訴求力を持つ欧州市場においては、企業にとってもCSRの推進は競争力向上に欠かせないものとなってきており、政府のCSR政策は抵抗なく企業に受け入れられたと見られている<sup>7</sup>。これにより、企業と市民団体の間に政府やCSR推進団体が入り、仲裁役としてCSRの枠組み作りのために企業とステークホルダーとの対話の場を提供することとなり、企業と市民団体のみならず、あらゆるステークホルダーがCSRの議論に参加することになった。このため、欧州では、様々なステークホルダーの意見が集約された統一的なCSRの枠組みをベースに、企業の長期的事業戦略の一部として、社外と連携しながらCSR活動を展開することが可能になった。

米国でも、CSRは、欧州と同様、宗教的倫理観を基礎とした市民運動により発展したが、その後NGO（非政府組織）やNPO（非営利団体）が中心となり進められていった。しかし、欧州での政府のような仲裁役が存在しないため、企業が様々なNGOから様々な圧力を直接受けながら、株主利益を優先するという条件のもとで取り組みを行わざるを得ない状況となっている。

<sup>7</sup> 白井道昭、コーリン・J. サヴェジ、林彩子「欧州型CSRと金融機関の取り組み」生命保険経営第76巻第4号 平成20年7月号（2008.7）22頁

一方、わが国においてCSR概念が導入されたのは戦後であり、直接のきっかけとなったのは、1953年に米国で出版されたポーウェン著「ビジネスマンの社会的責任」（1960年に翻訳出版）といわれる<sup>8</sup>。高度成長期に入ると、経営者が自信を深めていくと同時に、企業の社会的責任が問われるようになり、1956年11月の経済同友会の全国大会において「経営者の社会的責任と自覚の実践」が決議された。この中では、個別企業の利益がそのまま社会の利益と調和した時代は過ぎ、経営者が進んでその調節に努力しなければ、国民経済の繁栄はもちろん、企業の社会的発展をはかることも出来なくなると述べている。これは、企業を社会制度の一つと考え、経営は所有からの委託に留まらず、社会に対しても責任があることを認める立場をとったといえる<sup>9</sup>。

### 3. 日本の取組み

日本企業のCSRは法令遵守、寄付活動、環境問題が中心的なものであるといえる。欧州と比較すると、発展途上国での人権問題、従業員の教育訓練などの広範な社会、人権問題に対する日本での取組みはあまり活発とはいえない。

#### (1) 政府の取組み

わが国では社会的責任について、政府は各省庁で取組みが行なわれている。しかし、それぞれが管轄とする分野における社会的責任について取組んでいるだけで、省庁間の横の関連はあまりないように見える（参考1参照）。

#### (2) 民間機関・団体の取組み

主要経済団体において、CSRの考え方や行動指針がまとめられ、各種情報の提供も行われている。

経済同友会は2003年3月に第15回企業白書「市場の進化」と社会的責任経営」という報告書をまとめ、CSRの基本的考え方を公表している。

日本経済団体連合会は、2004年5月にCSRの自主的取組みの推進を図るために企業行動指針の改定を行い、2005年3月からはCSRに関する経済団体連合会の活動情報等を提供するCSRインフォメーションを発行している。

経済団体以外でも、人権、社会貢献をはじめとして、日本国内だけでなく、発展途上国の問題などに対し様々な団体・機関が取り組んでいる。

損害保険の分野では、日本損害保険協会が社会的責任報告書を発行し、業界団体として取り組んでいるCSR活動の報告を行っている。

---

<sup>8</sup> 川村雅彦『日本の「企業の社会的責任」の系譜（その1）－CSRの変遷は企業改革の歴史』ニッセイ基礎研REPORT（2004.5）3頁

<sup>9</sup> 経済同友会「第15回企業白書 「市場の進化」と社会的責任経営」（2003.3）92頁

### (3) CSRに関する規制・ガイドライン

わが国においては、保険会社に対する CSR に関するガイドラインとして、2009 年 4 月の金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」II-4-2 で、CSR についての情報開示等を以下のように示している。

#### a. 意義

- ① CSR は、一般的に、企業が多様な利害関係者（ステークホルダー）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- ② 保険会社の CSR については、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- ③ CSR についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が保険会社を選択する際、その保険会社および提供されている保険商品・サービスに持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、保険会社が CSR についての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

#### b. 主な着眼点

保険会社の CSR について、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、保険会社の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているかということを着眼点としている。

- ① 目的適合性 : CSR 報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。
- ② 信頼性 : CSR 報告が、透明性の高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能となっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。
- ③ 分かりやすさ : CSR 報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解され

### c. 監督手法・対応

保険会社による CSR を重視した取組みやその情報開示は、保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはないとしている。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとしている。

## (4) 保険会社の取組み

### a. CSRの取組み

金融庁が、2009年1月から2月にかけて行った金融機関への CSR に関する実態調査の結果を2009年3月に、「金融機関の CSR 実態調査結果の概要」および「金融機関の CSR 事例集」として公表している。

この調査は、預金取扱金融機関、保険会社、証券会社、貸金業者等に対して行われたもので、保険会社では、損害保険会社、生命保険会社、日本で営業している外国保険会社をあわせ92社が回答している。

この中で、保険会社については、CSR を重視した取組みをしている会社が約80%あり、その理由としては取扱う事業の公共性に鑑みてとするものが約50%を占めている（他の金融機関では、銀行約10%、証券会社約20%、貸金業者約10%）。しかし、社内に CSR を専門に担当する組織・機関を設けているとする会社は約20%と多くの会社は、ある部署が業務のひとつとして CSR の取組みを担当している。

また、CSR に係る情報開示は、約90%の会社が行っているとしている。その方法としては、ディスクロージャー紙に掲載する会社が80%以上あり、ついで自社ホームページへの掲載が56%と続くが、CSR 報告書として発行している会社は26%であった（複数回答あり）。

### b. 具体的事例

上記金融庁の調査において、具体的な事例も求めている。しかし、この事例は、特に先進的であり、普及が望ましいと考えるもので、1社3つ以内との条件が付されていたため、すべての事例とはいえないが、事例として、環境に関する CSR の取組みは40件、経済・社会に関連する取組みは35件であった。環境に関する取組みでは、約款のインターネット確認での用紙削減・社内使用紙の削減、社内の太陽光発電の設置・グリーン電力の購入・使用電力の削減、自動車修理時のリサイクル部品の使用、

植林、ごみ回収等のボランティアなどがあり、経済・社会に関する取組みでは、災害地域への支援、発展途上国への支援、文化・スポーツの振興活動、地域ボランティアなどが見られる。

#### 4. 海外の取組み

CSR について、欧米での取組みには差がある。欧州では、広範な社会的目的への貢献に重点が置かれ、企業の持続可能性に重点を置いているが、アメリカでは企業不祥事を起こさないようにする正しい事業活動を行うことに重点が置かれている。

##### (1) 国際機関での取組み

OECD、国連などの公的国際機関、GRI (Global Reporting Initiative) <sup>10</sup>などの私的国際機関、ICCR (Interfaith center on Corporate Responsibility) <sup>11</sup> などの国際NGOが様々な機関が企業の行動指針や規格などを策定している (図表 2 参照)。

図表 2 CSR に関する企業行動指針等の策定機関

種類	主体機関	策定機関
国際機関	公的機関	OECD (経済協力開発機構)、国連、ILO (国際労働機関)、EU (欧州連合)、EC (欧州委員会)、など
	私的機関	CSR ヨーロッパ、GRI、コー円卓会議 <sup>(注1)</sup> 、WBCSD (World Business Council for Sustainable Development : 持続可能な開発のための世界経済人会議) など
国際 NGO	私的機関	ICCR、EIRIS (Ethical Investment Research Service) <sup>(注2)</sup> 、エティベル (Ethibel) <sup>(注3)</sup> など
国際規格	各国規格機関等	ISO など

(注 1) 日米欧のビジネスリーダー集団。ビジネスリーダーによるネットワークで、ビジネスを通じて社会をより自由かつ公正で透明なものとするを目的としている。

(注 2) 企業の社会面、環境面及び倫理面のパフォーマンスの調査をグローバルに提供する独立調査機関。

(注 3) エティベル社は銀行、ブローカー、機関投資家に提言する社会的責任投資のための独立系コンサルタント会社で、欧州市場における金融商品の質を保つため、SRI ファンドに対し独自の品質保証ラベルを発行している。

(出典：青木崇「国際機関の CSR に関する企業行動指針」イノベーション・マネジメント No.4 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター (2007.3) をもとに作成)

##### (2) 欧州

欧州の CSR は、失業問題、社会問題、環境などが中心となっており、CSR にコンプライアンスを含むという考え方は無く、法令遵守という点で CSR とは別のものと

<sup>10</sup> 国際的なサステナビリティ・リポーティングのガイドライン作りを使命とする非営利団体

<sup>11</sup> 教会、教会の資産運用団体、教会系年金団体など宗教関係の機関投資家の連合体

考えられている。

## a. EUの取組み

欧州委員会で、2001年7月に「欧州におけるCSRの枠組みの推進 (Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility, COM(2001)366)」とするグリーンペーパーで、CSRを「法的枠組みを超えて自主的なステークホルダーとの公正なやり取り」と定義し、2002年7月に発表されたホワイトペーパー「CSR：持続可能な開発への企業貢献 (Concerning Corporate Social Responsibility :A Business Contribution to Sustainable Development, COM(2002)347)」では、CSR戦略は、「持続可能な企業行動の文化を強化するための、政府、自治体、企業、地域社会、NGO、消費者団体、労働組合の協働作業」と位置づけられた。これらをもとに、2002年10月に企業、労働組合、市民団体、NGOの代表者が中心となり、欧州委員会の雇用・社会、企業、流通、環境、開発の各総局とILO（国際労働機関）等の国際機関もオブザーバーとして参加し、CSRの推進力と障害について議論を行う「EUマルチ・ステークホルダー・フォーラム (MSF)」が発足した。

これらの動きの中で、欧州は倫理に基づく経営をはじめとする社会的統合マネジメント、人的資源管理や人材投資など労働生活の質の向上確保、役員会の説明責任などを含む企業の内部要因によるアプローチと雇用問題、社会的責任監査、エコラベル<sup>12</sup>やソーシャルラベル<sup>13</sup>などの制度の確立、SRI (Social Responsible Investment : 社会的責任投資) の促進など外部要因によるアプローチの両面を含めた総合的視点からの発展を目指している。

そして、政府の行う雇用政策や低所得者層の救済を企業が社会的責任を果たすことで、解決が期待されるという傾向が見られる。

企業競争力の強化と民間活力活用の2つの観点からCSR推進を公共政策として採用しているといえる。

## b. 各国の取組み

欧州のCSRを主導しているのは、政府、大企業、政策専門家集団であるNGOである。イギリス、フランス、ドイツについて政府の取組みとして以下のようなものを挙げることができる。

### (a) イギリス

イギリスでは、CSRを意識した政策の例として、2000年の年金法の改正があり、年金基金運用受託者に投資銘柄の選定、維持、現金化に当たっては、社会、環境、

<sup>12</sup> 環境に対する影響が少ないと認められた商品に付けることのできるマーク。

<sup>13</sup> エコラベルの一種で、ベルギー政府が認証したもの。

倫理面の考慮を行っているとするれば、その程度および投資に関連する権利行使の基本方針についての情報開示を義務付けている。

2001年4月には貿易産業省（2007年7月にビジネス企業規制改革省に改編）の閣外大臣が世界で初めてCSR担当大臣として任命され、CSR担当部署も設置された。

2003年9月には、企業によるCSRマネジメントの導入プロセスを規定したシグマ（SIGMA：Sustainability-Integrated Guideline for Management）・ガイドラインを公表した。このシグマ・ガイドラインの原則は、企業の持つ自然資本、社会的資本、人的資本、工業資本、経済的資本という5つの資本を管理することと、ステークホルダーに対する説明責任である。

そして、2005年3月には、CSRに関するイギリス政府の方針、優先事項、アプローチなど政府の対外的なCSR方針を明確化したCSR国際戦略フレームワーク（CSR International Strategic Framework）を公表し、2007年3月には公共部門における環境重視の物品調達などの実施を定めた持続可能な調達アクションプラン（Sustainable Procurement Action Plan）を公表している。

このように、イギリスでは政府が積極的にCSRに関与しているが、民間が主体であり、政府は法制を含め枠組みを整備するなど、あくまでCSRを行う援助をするにすぎない。

## **(b) フランス**

フランスでは、2001年5月に会社法改正の一環として改正された経済新規制法（Loi relative aux Nouvelles Regulations Economiques）により持続性の観点から会社の年次報告書に含まれるべき情報として、財務・環境・社会的な情報の開示が義務付けられた。開示が義務付けられた事項には、労働時間や安全衛生など株主の利益や取引の透明性とは直接関係しない労働条件、就業条件まで拡大している。

また、2002年5月には、イギリスに次いで、世界で2番目にCSR担当大臣が任命されている。

## **(c) ドイツ**

ドイツは、イギリス、フランスと比較するとCSRに対する法の制定など政府の関与が少ない。ドイツ政府は、基本的にCSRは企業の自由意志で行うものであり、法律の枠組みを超えて社会に責任を果たして行くものであるという考え方を持っており、また、ドイツでは古くから企業は当然社会に責任を果たすべきであり、果たしてきたという思いがあった。そのため、これまでドイツは国としてほとんどCSRに対する対応を行っていなかった。

しかし、ドイツは、元来、倫理、環境に対する関心が高く、近年になって企業活

動においても CSR 活動に対する関心が高まってきている。2001 年には年金改正法が成立し、年金の運用者は年金の投資運用に当たって、倫理・環境・社会的な配慮の程度について報告書を公表することが義務化されている。

### c. 民間機関・団体の取組み

欧州では、NGO も CSR における重要な役割を担っている。

NGO は、CSR に関する論議にその代表が参加しており、CSR の中心的役割を担っている。欧州の NGO の中には収入の一定割合を補助金や委託研究などの形で政府に依存するものもある。世界の大企業を会員としてビジネス界を代表して CSR を推進する NGO である CSR ヨーロッパでも収入の 30%は欧州委員会からの補助で賄われている。欧州の NGO は、政府からの補助は中立的な資金であり、大企業の財団からの資金援助を受けるよりも好ましいと考えられている。

シグマ・プロジェクトで CSR 導入プロセスを明確化したシグマ・ガイドラインを基に、英国規格協会（British Standards Institute : BSI）が、2006 年 5 月に英国版 CSR 規格 BS8900 を制定した。

### d. 保険会社の取組み

#### (a) アリアンツ

アリアンツは、社会的責任と持続可能性のために図表 3 のような取組みを行っている。専任部署を除くと大きく 3 つの面から取組みをとらえている。しかし、この中には、ボランティア活動などは含まれておらず、当たり前のこととして捉えているのかもしれない。

図表 3 アリアンツの CSR の取組み

項目	内容
専任部署の設置	社会的貢献と経済的貢献を戦略的に統合するため、専任部署を設置している。この部署の役割のひとつは、現場と持株会社と一緒に持続可能な分野を強化し、それを本業の日常業務に組み込ませることである。もうひとつは、社会的事業に経済的支援を行うことやボランティア活動参加などの社会貢献を従業員に促すことにより、持続的なビジネスの発展を推進することである。
環境	① 再生可能エネルギー分野への投資。欧州において 10 箇所の風力発電設備に対して 4 億ユーロ以上を投資している。 ② 社内の CO <sub>2</sub> の排出量を 2012 年には 2006 年の 20%削減を行うことを表明している。 ③ 米国では、米国環境性能評価システム（LEED）の承認を受けた財物に対して、保険料の割引を行っている。 ④ ドイツでは、カーボン・ニュートラルを目指した自動車保険、「エコモーション」 <sup>(注)</sup> を販売している。 ⑤ オーストリアでは、年間の公共交通機関定期券を所持している者に対して年間保険料を 10%割引している。 ⑥ イギリスでは、自動車修理にリサイクル部品を使用することを促すプロ

項目	内容
	グラムを導入した。 ⑦ 再生可能エネルギー事業に対して、各種保険を提供している。
人口の高齢化	① 年金商品で、終身年金とファンドによる投資を併せた商品を開発した。 ② 高齢者に対して、雇用の斡旋、危機管理、現物（サービス）による補償を行っている。
貧困	保険を付保することのできない貧困な人々のために、マイクロインシュランスをインド、インドネシア、コロンビア、エジプト、セネガルで販売しており、彼らの貧困を緩和している。

(注) 世界自然保護基金（World Wide Fund for Nature : WWF）と組み、2007年より販売を始めた自動車保険。運転者にエコ運転を促すもので、CO<sub>2</sub>排出量が km 当たり 140g 以下の場合、保険料を割引くというものである。

(出典：アリアンツ年次報告書をもとに作成)

そのほか、北米の地震とイギリスの洪水リスクを移転するため、キャット・ボンドを発行し、カーボン排出権取引から長期の資金計画まで多数のコンサルティングおよびアドバイスをを行い、ドイツでは再生可能エネルギー設備（風力、太陽光、バイオガス、バイオマス）の資金調達から設置まで、技術アドバイスのサービスも行っている。

#### (b) AXA

AXA のウェブサイトによると、企業の責任について AXA においてグループおよび子会社により実行されている政策として以下の項目が挙げられている（図表 4 参照）。これを見ると、従業員への配慮がなされている会社であるという印象を強く受ける。また、「2008 年の活動と持続的発展報告書」として冊子が発行されている。

図表 4 AXA の企業責任の政策

項目	内容
従業員	① 機会均等、経験などのバックグラウンドの多様性の考慮、ハラスメントの防止など従業員を尊重した職場環境の提供。 ② スキルや知識を高めるための情報提供、教育。 ③ 従業員により実施状況の調査および結果の管理職への報告 ④ 世界人権宣言および国際労働機構の基準に沿った雇用環境の実施 ⑤ 法的要件以上の規則を実施する、従業員の代表で構成するヨーロッパ労働協議会の設置 ⑥ 会社の戦略、目的、結果の全従業員への情報提供 など
顧客	① 顧客への即時対応 ② 顧客の意見による商品、サービスの開発及び質の向上 ③ 正しいアドバイス、透明性、守秘義務、公平性、詐欺・マネーロンダリングへの対抗の 5 つの主義を中心とした倫理ルールによる業務遂行 ④ 顧客満足に対する調査の実施 など
株主	① 業界で最高の位置にランク付けされる業績の実行 ② 全体を網羅した透明性のある情報の提供 ③ 利益の 40～50%の配当支払 など
下請業者	① 公開と守秘義務、公正と競争入札、中立と客観性、透明性と追跡可能性を義務とした調達倫理ルールの実践

項目	内容
	② 社会的、環境的責任の遂行を条件とした選定 など
環境	① 環境リスクの重要性に関する企業顧客への教育および防止策のアドバイス ② 環境的責任への行動に対するファンド設立 ③ 自社の紙・電力・水道の消費量を削減するため、全世界の管理部門で環境管理システムを導入。 ④ 国連環境プログラムを基礎とした、保険業界による環境宣言声明への署名、ほか国際的な宣言への署名、機関への参加 など
地域社会	① 従業員のボランティア活動への参加 ② 不治の病に罹患している子供とその家族への支援、学校の設立など ③ パラリンピックなど身体障害者スポーツへの支援 ④ エイズ撲滅活動へのボランティア参加、寄付 ⑤ がん撲滅団体への支援 ⑥ 自然災害被災地域への支援 ⑦ 交通災害防止活動 ⑧ 文化遺産の保存活動 ⑨ クラシックコンサート、芸術作品展示などの支援 ⑩ インドでのコールセンター設立による雇用の創造 ⑪ 発展途上国でのマイクロファイナンスによる経済的支援 など

(出典：AXA ウェブサイトをもとに作成)

保険商品については、環境に対するものと再生可能エネルギーに関連するものが多い。環境に関連しては、賠償責任・操業中断の損害や法的保護などに対する様々なカバーを提供している。更に企業の環境リスクカバーという環境保護の費用に関わるカバーも行っている。これは、特に、予防、損害の修復や汚染除去の費用のような環境の保護の止めに発生する費用をカバーする目的を持っている。

再生可能エネルギーでは、風力発電設備に対して包括的なカバーを提供している。このカバーには、建設中、設備自体の損害、操業の中断による損害、損害賠償責任が含まれている。

自動車保険では、走行距離に応じて保険料が変わる保険を販売している。これにより、自動車の利用が減り、CO<sub>2</sub>削減に繋がっている。また、ハイブリッド車やLPG車のように燃料消費量の少ない自動車の割引も行っている。

### (c) RSA

RSA では、ウェブサイトで企業の責任の戦略として大きく分けて6つの項目を挙げている(図表5参照)。これを見ると、世界的に注目されている気候変動と環境があり、次に顧客、商品と続き、会社の経営戦略を反映している印象がある。

図表5 RSAの企業責任

項目	内容
気候変動と環境	① 再生可能エネルギーに係るメーカー、供給者への保険の提供とリスクマネジメントの支援 ② 自社排出CO <sub>2</sub> の削減 など

項目	内容
顧客	① 顧客の要望に沿った保険商品の開発 ② 公平な対応 ③ 巨大損害発生時の即時の対応 など
商品	① 環境の損害に対する商品の開発 ② 環境に配慮した自動車保険の提供（後記グリーンホ・イールズ） など
従業員	① 従業員の教育及び育成 ② 人種差別の無い雇用と人権保護 ③ 安全な職場環境 など
下請業者	① 社会的・環境的な基準を作成し、下請業者への適合要求 ② 企業責任の評価 など
地域社会	① 交通安全意識の醸成と事故減少に向けた活動 ② 地域ボランティア参加 ③ 貧困者への寄付 など

（出典：RSA ウェブサイトをもとに作成）

保険商品に関わるものとして、再生可能エネルギーに関して、風力発電設備に対するカバーの提供を行っており、2008年から、バイオマス、バイオガス、バイオ燃料に対する商品を販売している。また、2009年からは環境への損害をカバーする商品を取扱うようになっている。

自動車保険では、モア・ザン（MORE THAN）ブランドで、グリーン・ホイールズという商品を販売している。この商品は、車内にグリーン・ボックスと呼ばれる装置を設置し、出発地、到着地、時間、加速、ブレーキなどの運転情報が通信衛星経由でモア・ザンに集められる。そして、保険契約者はパソコンでこれらの情報とともに、運転によるCO<sub>2</sub>排出量まで知ることができる。また、他の運転者との比較、ランクも表示されることにより、運転者にCO<sub>2</sub>排出量の削減、エコ運転の意識を持たせようとするものである。また、グリーン・ホイールズのウェブサイトでは、エコ運転に関するヒントなども多数掲載されている。この商品は、通常の自動車保険との補償範囲に差は無く保険料が10%割引になっている。

#### (d) その他

ミュンヘン再保険会社は太陽光発電設備のソーラーパネルについて、長期にわたる性能を保証する商品の取扱いを始めたとのことである。この商品は、ソーラーパネルの製造メーカーに対するもので、25年間の長期にわたり性能の保証をするものである。保証する性能は、最初の10年間で当初発電量に対する発電量で90%、その後の15年間で80%である<sup>14</sup>。

### (3) 米国

米国のCSR活動の中心は、地域貢献と献金であるが、社会的問題の発生を踏まえ、

<sup>14</sup> 2009年5月28日付 Insurance Day

法令遵守や環境問題についても社会の関心が高い。

#### a. 国の取組み

米国における政府レベルでの取組みはほとんど見られず、年金基金や SRI (Social Responsible Investment : 社会的責任投資) ファンドなどが SRI に積極的に取組んだことにより、企業の CSR への意識が高まったといえる。

アメリカの CSR は株主価値の最大化、利益最優先という基本的な考え方があり、その利益を基にした地域貢献や寄付による貢献など企業が社会に対して果たすべき社会貢献活動へと発展していった。その後、エンロン事件、ワールドコム事件などの企業不祥事を契機に法令遵守という点に重点が移ってきている。

これらの企業不祥事が、企業による不正経理、監査法人による不正への加担などが原因であった。そして、これに対応するため、役員等による財務書類の正確性に確認、企業内監査体制の強化、財務に関する情報等開示の強化、監査法人に対する規制の強化、米国公開会社会計監視委員会 (Public Company Accounting Oversight Board) の設置、内部告発制度の整備・告発者の保護などを定めた、2002 年にサーベンス・オックスレー法<sup>15</sup> (Sarbanes-Oxley Act : SOX) が制定された<sup>16</sup>。

#### b. 民間機関・団体の取組み

上記、サーベンス・オックスレー法の制定とともに、証券取引委員会 (Securities and Exchange Committee) は、過去の決算の正確性、報告書作成に際した内部管理体制の有効性、報告書の宣誓を求めるようになり、ニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange) も上場基準を改正し、上場会社が経営に対する監視体制を強化すること、コーポレート・ガバナンスのガイドラインを採択・開示すること、役員・従業員向けの業務行為・倫理規定を採択・開示することを求めるようになった<sup>17</sup>。

同時に、米国の CSR は、公的年金基金や SRI ファンドなどの社会的責任投資によっても、企業が社会的責任を果たすことを促されている状況である。

---

<sup>15</sup> 正式には公開企業会計改革および投資家保護法(Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002)といい、法案を連名で提出したポール・サーベンス (Paul Sarbanes) 上院議員、マイケル・G・オックスレー (Michael G. Oxley) 下院議員の名にちなんで、「サーベンス・オックスレー法」と呼ばれる。

<sup>16</sup> 労働政策研究・研修機構『諸外国において任意規範等が果たしている社会的機能と企業等の投資行動に与える影響の実態に関する調査研究』労働政策研究報告 No.88 (2007.9) 18 頁  
(原典：高田寛「アメリカにおけるコーポレート・ガバナンス (協働研究 コーポレート・ガバナンス改革—経営に対するモニタリング)

<sup>17</sup> 労働政策研究・研修機構、前掲 16、19 頁

### c. 保険会社における企業の社会的責任

#### (a) オールステート

オールステートのウェブサイトの記載によると、社会的責任として、はじめに挙げられているのは、従業員についてである。その内容としては、男女、人種の差別無く雇用していること、社員に十分な教育を行い、才能を伸ばすようにしていることなどである。

オールステートは3つの面からSCRについて取組んでいる（図表6参照）。

図表6 社会的責任の項目

項目	内容
職場	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 従業員の教育・育成</li> <li>② 人種差別のない職場</li> <li>③ 従業員・代理店の満足度の充足</li> <li>④ 環境（エネルギー、水の節約、ごみの削減、再生可能エネルギーへの投資等）</li> <li>⑤ ボランティア活動</li> <li>⑥ 倫理とコンプライアンスの励行</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商品の新規開発</li> <li>② 期待される顧客サービスの提供</li> <li>③ 商品・サービスなどの情報取得の利便化</li> <li>④ 巨大災害への即時対応</li> <li>⑤ 保険カバーの安定供給</li> <li>⑥ 適切なリスクマネジメントの提供</li> <li>⑦ 下請業者へのオールステートと同じ公正性と誠実性の要求</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 赤十字、がん患者支援団体等への寄付</li> <li>② タバコ・酒業界、国・政府等への非投資</li> <li>③ 地域発展事業への投資</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

（出典：オールステートウェブサイトをもとに作成）

## 5. おわりに

CSRの必要性はCSRが社会の要請であるということである。

本業を行うことで得られる利益に対する納税も社会的責任のひとつであるが、それだけで社会の要請にこたえていることにはならない。しかし、CSRは社会の持続可能な発展と同時に企業の成長にも貢献しなければ、企業自体が持続しないことも事実である。CSRは、企業と社会の相乗作用によって両者の持続可能な発展を実現するための戦略として位置づけられており、企業の収益とCSRは同時に目指すものとして認識する必要がある。

また、法令を遵守していることも社会的責任の一部であることは間違いないが、これは納税と同様、企業活動を行う上での義務であり、当然のことを行っているのであり、他の社会的責任とは異なる質のものと考えられる。実際、欧州やアメリカでは社会的責任としてではなく、法令遵守という独立した問題として扱われている。

社会からは、経済的責任、法的責任、環境的責任など様々な要望、期待があり、その

中には、企業倫理、法令遵守、不正・腐敗防止、労働・雇用問題、人権、安全・衛生、消費者保護、社会貢献など多くの事柄が含まれている。

このため、CSR 活動は非常に広い範囲に及び、どのような分野を選択し、重点を置くか、どのような方法を用いるかなど業種、地域などにより異なり、最終的には企業ごとに異なることになる。CSR の取組みを有効なものとするためには、その企業の活動内容に合ったものとするべきであり、自主的に、継続的に取組んで行くことが重要である。

わが国の CSR の実態を欧米と比較してみると、まだ CSR 活動が進んでいるとはいえない。これは、欧米における市民の寄付やボランティアに対する意識の違いや権利意識の違いなどによるものの影響が大きい。しかし、国、地域、社会の要請の変化によって、CSR 活動の内容も変わっていくものであり、その変化を柔軟に取入れることにより、わが国は、わが国の社会の要請に合った CSR 活動を各企業が独自に取組んでいくことが必要である。

企業が CSR を行うに当たっては、経営理念、経営方針、経営戦略を明確にし、社会に対して、積極的に対応する必要がある。CSR は、企業経営そのものであるといえ、経営者が理念を持ち、CSR 活動の重点、対象とするステークホルダー、具体的な取組みの内容など明確な方針を示し、日常業務に組み込み、継続的に見直しを図っていくことが必要なことである。そして、従業員も積極的に参加できる体制も必要であり、従業員がその価値観を共有し、働き甲斐と使命感につなげていくことが必要となってくる。併せて、企業が CSR 活動を公表する、環境報告書、持続可能報告書、CSR 報告書などについても、一般消費者がその企業の CSR 活動を十分理解できるように、分かりやすく、コンパクト化することも実行していく必要がある。

国の取組みとしては、政府が CSR の枠組みをつくり、社会一般に CSR の取組みを広く知らしめることが、一般消費者が CSR に関心を持ち、わが国での CSR の普及、発展に繋がるものと考えられる。ただし、政府がすべてを法の枠組みで縛ることは本来の CSR とはいえず、避けるべきであり、あくまで各企業が独自に取組んでいかなければならないことである。

金融庁の調査からも、わが国の保険会社は、CSR に関する取組みの理由として、本業である保険の公共性を意識しており、この点では他の金融機関と大きく異なっている。そして、保険は現在の社会生活では欠かすことのできないものである。今後も、消費者のニーズに合った保険商品の提供、適時・適正な保険金支払、契約者への適切なサービスを通じて、保険会社の健全な経営、社会への貢献を継続していくことが社会と企業の発展に対する最重要な CSR となるのではないだろうか。

参考 1 社会的責任に関連する各省庁の取組例

分類	担当省庁	取組み
<b>コンプライアンス</b> 【法令遵守、説明責任、透明性、倫理的行動、ステークホルダーおよびその関心事の認識】	内閣府	「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」(2005年7月)
	経済産業省	「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組についてー構築及び開示のための指針」(2005年7月) 企業行動の開示・評価に関する研究会(2005年2月～8月)
<b>人権</b> 【市民及び政治的権利、社会的・経済的・文化的権利、社会的弱者、基本的な労働権】	内閣府	「障害者に係る企業の取組事例集」(2004年12月)
	厚生労働省	「社会保障審議会児童部会 児童虐待の防止等に関する専門委員会報告」(2003年6月) 社会保障審議会児童部会 児童虐待の防止等に関する専門委員会(2002年12月～2003年6月)
	経済産業省／中小企業庁	「企業の社会的責任に関するパンフレット」(2種類)(2006年3月、2005年2月)
<b>労働慣行</b> 【雇用、労働条件及び社会的保護、社会的対話、職場の安全衛生、人的開発】	内閣府	「両立支援・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進が企業等に与える影響に関する報告書」(2006年12月) 少子化と男女協働参画に関する専門調査会(2004年7月～2005年2月)
	厚生労働省	「労働におけるCSRのあり方に関する研究会中間報告書」(2004年6月) 労働におけるCSRのあり方に関する研究会(2004年3月～6月)
	厚生労働省	「障害者雇用問題研究会報告書」(2004年8月) 障害者雇用問題研究会(2004年6月～8月)
<b>環境</b> 【活動・製品及びサービスの環境側面、持続可能な消費及び生産の推進、持続可能な資源の使用、気候変動、生態学的サービスの評価・生態系】	経済産業省	環境に配慮した企業経営の促進支援(環境管理会計、ライフサイクルアセスメント等)
	国土交通省	「CSRの見地からのグリーン物流推進企業マニュアル」(2006年4月) CSRの見地からのグリーン物流研究会(2005年11月～2006年4月)
	環境省	「社会的責任(持続可能な環境と経済)に関する研究会報告書」(2005年8月) 社会的責任(持続可能な環境と経済)に関する研究会(2004年9月～2005年8月)
<b>公正な事業活動</b> 【反汚職及び贈収賄、責任ある政治的関与、公正な競争、サプライチェーンを通じた社会的責任の推進、財産権の尊重】	内閣官房	「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(2007年6月)
	公正取引委員会	景品表示法に基づく公正競争規約の設定の支援
<b>消費者</b> 【公正な事業活動・マーケティング・情報活動、消費者の健康管理及び安全の保護、製品リコールのメカニ	内閣府	「消費者に信頼される事業者となるためにー自主行動基準の指針ー」(2002年12月) 国民生活審議会消費者生活部会自主行動基準検討委員会(2001年10月～2002年12月)
	農林水産省	トレーサビリティ関係の施策

分類	担当省庁	取組み
ズム、環境的及び社会的に有益な商品・サービスの提供及び開発、消費者サービス及び支援、消費者データ保護及びプライバシー、必要不可欠な物品及びサービスへのアクセス、持続可能な消費、教育及び啓発】	経済産業省	「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」（製品安全に関する自主行動指針）（2007年3月） 産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会（2006年9月～）
社会的発展 【社会的発展への貢献、経済的発展への貢献、コミュニティ参画】	総務省	「人口減少自治体の活性化に関する報告書」（2006年5月） 人口減少自治体の活性化に関する研究会（2006年3月～5月）
	文部科学省	家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会（2005年7月～2006年6月）
	経済産業省	「中間報告～コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して～」（2005年12月） 産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会
その他	金融庁	「金融機関のCSR事例集」（2009年3月）
	経済産業省	「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書」（2004年9月） 企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会（2004年3月～9月）
	国土交通省	「交通分野における企業の社会的責任（CSR）に関する研究」（2005年7月）
	環境省	「CSR情報審査に関する研究報告」（2007年5月）

（出典：内閣府「社会的責任に関連する各府省庁の取組例」安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会第2回（平成19年10月11日）資料をもとに作成）

## <参考資料>

- ・青木崇「国際機関の CSR に関する企業行動指針」イノベーション・マネジメント No.4 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター (2007.3)
- ・岡本淳二『進化する CSR 「企業責任」論を超えた〈変革〉への視点』JIPM ソリューション (2008.7)
- ・川村雅彦「日本の「企業の社会的責任」の系譜(その1) -CSRの変遷は企業改革の歴史-」ニッセイ基礎研 REPORT (2004.5)
- ・川村雅彦「日本の社会的責任」の系譜(その2) -CSRの“うねり”は企業経営の価値転換へ-」ニッセイ基礎研 REPORT (2005.5)
- ・経済産業省『「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会 中間報告」』(2004.9)
- ・経済産業省「通商白書 2003」
- ・経済同友会「欧州における企業の社会的責任 市場の進化と 21 世紀の企業研究会：欧州調査報告書」(2003.2)
- ・経済同友会「日本企業の CSR：現状と課題—自己評価レポート 2003」(2004.1)
- ・佐久間京子「EU 各国で進む CSR の取り組みの現状と課題」NIKKEI NET 2006 年 5 月 10 日付
- ・白井道昭、コーリン・J. サヴェジ、林彩子「欧州型 CSR と金融機関の取り組み」生命保険経営 第 76 巻第 4 号 平成 20 年 7 月号 (2008.7)
- ・藪田綾子「サステナブルな社会に向けた CSR レポート発行の推進」2004 年 5 月 17 日
- ・内閣府「社会的責任に関連する各府省庁の取組例」安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会第 2 回(平成 19 年 10 月 11 日)資料 2
- ・中林真理子「保険企業の少子化対策と経営戦略—社会的責任の観点から—」保険学雑誌 第 591 号 (2005.12)
- ・藤井敏彦「ヨーロッパの CSR と日本の CSR —何が違い、何を学ぶのか。」日科技連出版社 (2005.9)
- ・堀田一吉・岡村国和・石田成則編著『保険進化と保険事業』慶応義塾大学出版会 (2006.5)
- ・吉川吉衛『企業リスクマネジメント』中央経済社 (2007.3)
- ・米澤慶一「グローバル・コンパクトについて—国際社会における「企業の社会的責任」—ニッセイ基礎研 REPORT (2005.7)
- ・労働政策研究・研修機構『諸外国において任意規範等が果たしている社会的機能と企業等の投資行動に与える影響の実態に関する調査研究』労働政策研究報告 No.88 (2007.9)
- ・JETRO「EU の CSR 政策とベルギーでの取り組み (EU・ベルギー)」ユーロトレンド (2005.7)
- ・The Wall Street Journal 2009.4.21、2009.4.23

## <参考サイト>

- ・エティベル社ウェブサイト [www.ethibel.org/](http://www.ethibel.org/)
- ・金融庁ウェブサイト [www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/)
- ・経済同友会ウェブサイト [www.doyukai.or.jp/](http://www.doyukai.or.jp/)
- ・コー円卓会議日本委員会ウェブサイト [www.crt-japan.jp/](http://www.crt-japan.jp/)

- ・内閣府ウェブサイト [www.cao.go.jp/](http://www.cao.go.jp/)
- ・日本規格協会ウェブサイト [www.jsa.or.jp/](http://www.jsa.or.jp/)
- ・日本損害保険協会ウェブサイト [www.sonpo.or.jp/](http://www.sonpo.or.jp/)
- ・日本経済団体連合会ウェブサイト [www.keidanren.or.jp/](http://www.keidanren.or.jp/)
- ・労働政策研究・研修機構ウェブサイト [www.jil.go.jp/](http://www.jil.go.jp/)
- ・Allianz ウェブサイト [www.allianz.com/en/](http://www.allianz.com/en/)
- ・Allstate ウェブサイト [www.allstate.com/](http://www.allstate.com/)
- ・AXA ウェブサイト [www.axa.com/en/](http://www.axa.com/en/)
- ・EU Multi Stakeholder Forum on CSR ウェブサイト  
[circa.europa.eu/irc/empl/csr\\_eu\\_multi\\_stakeholder\\_forum/info/data/en/csr%20ems%20forum.htm](http://circa.europa.eu/irc/empl/csr_eu_multi_stakeholder_forum/info/data/en/csr%20ems%20forum.htm)
- ・ICCR ウェブサイト [www.iccr.org/](http://www.iccr.org/)
- ・ISO ウェブサイト [www.iso.org/iso/home.htm](http://www.iso.org/iso/home.htm)
- ・RSA ウェブサイト [www.rsagroup.com/rsa/pages/home](http://www.rsagroup.com/rsa/pages/home)